

令和6年第10回玉名市農業委員会総会議事録

令和6年9月5日（木）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	梅田 政次郎
5番	坂本 正敏	6番	小山 包昭	7番	東 英治	8番	本田 多美子
9番	上田 龍介	10番	西依 雅孝	11番	村上 孝	12番	植田 勝登
13番	高本 昌揮	14番	宮永 義一	16番	古田 知明	17番	池田 秀昭
19番	坂門 聡一						

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

15番 上土井 幸治 18番 後藤 雄一

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推3	佐藤 浩光	推4	竹下 祐一	推5	小山 高廣
推7	関 幸次郎	推8	荒木 雄二	推9	平野 雅久	推10	徳山 幸博
推11	柴尾 覚	推13	美崎 毅	推14	島村 和久	推16	今上 隆
推17	坂口 春義	推18	中村 輝美	推19	丸山 和則		

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推2 岡田 正治 推6 縄田 伊知郎 推12 森尾 由成 推15 大家 保

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

次長 西山 美和 係長 園木 俊範 主任 大原 三和 主任 村上 寛子

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

2名

議 題

第45号 農地の買受適格者証明願（耕作目的）について
第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
第47号 農地法第4条の規定による許可申請について
第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
第49号 農用地利用集積計画の決定について

1. 開 会

○事務局次長（西山美和君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので始めます。

本日は、農業委員総数19名のうち上土井委員、後藤委員から欠席の届け出があつており、17名の御出席でございます。

また、最適化推進委員は、総数19名のうち岡田委員、縄田委員、森尾委員、大家委員から欠席の届け出があつており、15名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しております。

それでは、ただいまより令和6年第10回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局次長（西山美和君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆さん、こんにちは。本当に暑い日が続いています。きょうはそういう中で総会ということで大変お疲れさまです。それから先月は台風、過去最大級といわれて台風10号がこちらのほうにきましたけれども、県内のほうはあんまりそういう被害はなかったんですけれども、宮崎とか鹿児島とか、あとは東海とか関東とか遠くでですね、被害があつています。気象が変わってなんかそういう台風もそういうふうになってきているのかなと思います。今からまた10個以上の台風が来るというような話もありますので、そういう被害がなければいいかなあと思つています。

その台風によって8月30日にも農地最適化の推進大会が延期ということになりました。それからうちの新規の歓送迎会も予定していましたが、そういう状況でしたので延期をさせていただきました。また、改めて開催をしたいと思つています。その件についてはまたこの総会が終わったそのあとのところですね、ちょっと皆さんと御相談をさせていただこうかなということでもよろしくお願ひします。

きょうは、農地の買受適格者証明など42件の議案と11件の報告となっておりますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思つています。

それから、きょう総会が終了後に、今月は農地パトロールという月になっていきますので、農地利用状況調査の説明と、それに活用するタブレットの使い方ですね、その研修も一応予定していますので、よろしくお願ひしたいと思つています。

それでは審議のに入らせていただきます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは議事に入らせていただきます。

本日は議第45号から49号までの42件の議案の審議、それから、報告21号から22号までの11件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議よろしく願います。

本日の議事録署名は、委員番号7番の東英治委員と8番の本田多美子委員に願います。

それから、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしく願います。併せて、採決の際は議決権のある農業委員のみの挙手でよろしく願います。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、議第45号農地の買受適格者証明願（耕作目的）についてを議題といたします。件数は3件です。

それでは事務局より説明をよろしく願います。

○事務局次長（西山美和君） 議案1ページをお願いいたします。

議第45号農地の買受適格者証明願（耕作目的）について。下記のとおり公売に付される農地の買受適格者証明願を承認するものとする。令和6年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

証明願を提出されている申請人は、横島町の3名の方々です。競売物件は、横島町の畑22,401㎡外1筆、計25,101㎡、入札期間が令和6年9月27日午前11時から午前11時10分までで、同日の午前11時10分が開札期日となっております。なお、付帯決議といたしまして、下段に記載しておりますが、買受適格者証明の交付を受けた者が、最高価買受願出人または次順位買受願出人となり、3条許可申請が出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものです。以上です。

○議長（下川 安君） ただいま事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしく願います。連続して説明される場合はよろしく願います。

それでは、1番、2番、3番は同じ委員さんですのでよろしく願います。

○16番（古田知明君） 委員番号16番、古田です。よろしく願います。

1番の案件について説明します。

願出人は酪農を営んでおり、規模拡大のため申請されるものです。大型農機具も一式所有しておられ、玉名市の認定もとられています。取得後は牧草、WCSも作られる予定です。

2番の案件について説明します。

願出人は酪農を営んでいる農地所有適格法人であり、規模拡大のため申請されるものです。大型農機具も一式所有されており、玉名市の認定もとられています。取得後は牧草を作られる予定です。

3番の案件について説明します。

願出人はWCSと露地野菜を作付けされており、規模拡大のため申請されるものです。大型農機具も一式所有されており、玉名市の認定もとられています。取得後はWCS、露地野菜、主にブロッコリーを作られる予定です。いずれも面積要件、耕作従事者要件などを確認し、買受適格者証明書の交付はできるものと判断いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

委員の説明が終わりました。皆様のほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、坂本委員。

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ採決に移らせていただきたいと思います。

農地の買受適格者証明願（耕作目的）につきまして、議案どおり許可相当と承認することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第40号については、承認することに決定いたしました。

次に、議第46号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は8件です。このうち受付番号8番につきましては、玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限ですけれども、佐藤推進委員が該当するため、受付番号8番を除いて受付番号1番から7番まで先に採決をして、8番の審議前に佐藤推進委員には退室を求めたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（西山美和君） 議第46号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和6年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、横島町と六田の申請人で、横島町の田1,814㎡外1筆、計6,719㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

2番、滑石と玉名郡長洲町の申請人で、滑石の田1,131㎡外1筆、計2,190㎡を孫に贈与するものです。

3番、石貫の申請人で、三ツ川の田996㎡を農業者年金受給のため再設定するものです。

3ページをお願いいたします。

4番、熊本市と岱明町の申請人で、岱明町の田570㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

5番、熊本市と岱明町の申請人で、岱明町の畑531㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

6番、岱明町の申請人で、岱明町の畑、現況田247㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

7番、横島町の申請人で、北牟田の田3,022㎡外4筆、計18,594㎡を子へ一括贈与するものです。

以上7件、合計29,847㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また9月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から委員の説明をよろしくお願いいたします。

それでは、1番をお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

申請地は横島農協の西側500mぐらいです。申請地は2筆で6,719㎡、譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大、申請人は申請地でキュウリを栽培しており、実績もあり問題なしと判断します。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。2番の案件について御説明します。

譲渡人と譲受人、祖父、孫の関係にあり、孫への贈与ということで、現地調査はなくていいと事務局からは受けております。なので現地調査はしていませんが、譲受人は取得要件を満たしており、何ら問題ないと思われれます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○10番（西依雅孝君） 農業委員10番、西依です。3番の案件について説明します。

使用貸人と使用借人は親子で、農業者年金受給のために使用貸借権を設定するものです。労力及び農機具等の所有状況も確認し、何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○11番（村上 孝君） 農業委員11番、村上です。4番の案件について御説明いたします。

譲渡人は熊本市にお住まいで、以前からこの農地を売却したいとの要望があり、譲受人は前々から果樹を植えたいと思っていたことと、金額が安かったため売買に至ったとのことです。譲受人は放課後デイサービスを経営しており、別の農地のみかん畑を借りて収穫体験をしておりましたが、その農地が売却されて使えなくなったため、自分で育てて農業体験の場として使用したいとのことです。

現地調査の結果、何ら問題はないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。5番の案件について説明します。

申請地は岱明中の東に位置しており、531㎡の農地です。あとの5条でも説明しますが、元は1,001㎡の農地で、分筆して467㎡を住宅用地として、531㎡を農地として購入されるものです。取得後は芋類、大根野菜を作付けされる予定です。義母の実家が農業を営んでおり、農機具一式を借りて農作業をされます。

現地確認した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○推13番（美崎 毅君） 推進委員13番、美崎です。6番の案件について説明します。

申請農地は譲受人の敷地の隣に位置しており、周りも別の方の農地で、この農地に入る道がないため、畑へ行くにはこの譲受人の通路を通らなくてはなりません。そのため譲渡人からの要望で売買することとなりました。所有権移転後は、枝豆、

野菜等を作付けされるそうです。農機具等も多数所有しておられ、何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○推14番（島村和久君） 推進委員14番、島村です。7番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係で、親から子への贈与です。家族でトマトと稲作をされており、玉名市の認定もとられています。何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請につきまして、1番から7番につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。

はい、本田委員。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。1番の案件についてお尋ねします。

今、聞きそびれたのかもしれませんが、規模拡大でまだ経営面積ゼロということで、一度に6,719㎡を、新規みたいな形で購入されるこの農地なんですが、キュウリとかを栽培されているということは聞いたんですけど、農業用機材、田んぼだから農機具とかそういうのは持っていらっしゃるのでしょうか。

○主任（村上寛子君） 農業委員会事務局、村上です。

1番の案件についてなんですけれども、経営面積は書類上はゼロなんですけれども、ここでは5年間で、キュウリをビニールハウスで作られていて、実績、出荷伝票等を2年間分の農業所得の収入申告を確認しました。もう農業機械とかもそろっていらっしゃるって、今から申告がさかのぼって今年5年間されたということで、それが終わられたのでこれからは玉名市の認定もちゃんととられる予定ということなので、今回は新規就農審査会なしですね、実績があるということで今回許可申請をあげています。以上です。

○8番（本田多美子君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

はい、坂門委員。

○19番（坂門聡一君） すみません、農業委員19番、坂門です。

勉強不足なのでちょっと1つだけ、この案件の中に2番と6番ですかね、贈与があります。7番ですね、贈与という文言で2件出ていますが、先ほどの梅田委員も条件が違うというお話されましたが、孫への贈与と子への一括贈与というのは、何

か違いとかがあれば教えていただきたい。

○主任（村上寛子君） 事務局、村上です。

一応孫へも子へもですね、特に直系の贈与ということで、特に変わりはありません。一応もらえる方がちゃんと農業をされる要件を満たしていれば許可申請はできます。以上です。

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになれば採決に移らせていただきます。

議第46号農地法第3条の規定による許可申請1番から7番の7件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第46号の受付番号1番から7番については、許可することに決定いたしました。

ここで議第46号、受付番号8番の審議に入る前に、議事参与の制限規定により、佐藤推進委員に退室を求めます。

— 推3番 佐藤浩光君 退室 —

○議長（下川 安君） 佐藤委員が退室をされましたので、審議を行います。

それでは、事務局より8番の説明をお願いします。

○事務局次長（西山美和君） 8番、山田と大浜町の申請人で、大浜町の田455㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。8番につきましても、農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

8番をお願いします。

○5番（坂本正敏君） 農業員5番、坂本です。8番の案件について御説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということで、譲渡人は20cmほど盛土をされ、長年畑として利用されていきました。給水口も排水口もない場所で、隣接して耕作している譲受人以外は譲り受ける相手はいないと判断し、無理を言って成立した案件です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

3条申請受付番号8番について委員の説明が終わりましたが、皆様方のほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ採決に移らせていただきます。

議第46号農地法第3条の規定による許可申請8番につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第46号受付番号8番については、許可することに決定いたしました。

これで議第46号8件全て採決は終わりました。ここで佐藤推進委員の入室を求めます。お願いします。

— 推3番 佐藤浩光君 着席 —

○議長(下川 安君) 佐藤推進委員が入室されましたので、引き続き審議を行います。

次に、議第47号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は3件です。なお、3番につきましては始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局次長(西山美和君) 4ページをお願いいたします。

議第47号農地法第4条の規定による農地の許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和6年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の畑191㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が大倉の畑88㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。議第48号1番と関連しております。

3番、申請物件が天水町の畑、現況宅地229㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上3件、508㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また9月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議

をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番、2番につきまして、委員の説明をよろしくをお願いします。

それでは1番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

申請地は県立高等学校から北に700mぐらいの場所で、住宅街の中にある農地です。申請人は現在県外に住んでおり、相続した農地は住環境に優れ、利便性もよく、住宅地としての環境が完備された地域であるため、ここに個人住宅の建築を計画しているものです。申請地の周辺は北側は道路、西側、東側と南側は農地です。転用面積は191㎡、木造平屋建ての住宅を建設するものです。北側道路と申請地には高低差が2mあるためスロープを設置し、進入路とします。特に盛土はせず整地のみです。東側と南側は申請人の農地であり、被害を及ぼすことはないと思われまます。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水は排水、汚水も公共下水道に接続します。雨水については敷地内に浸透柵を設け、地下浸透を図り、オーバーフロー分は北側側溝に放流します。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査をした結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。2番の案件について説明します。

申請地は郵便局から南に約200mの場所です。転用目的は、申請人の農地への進入路として使用するもので、持ち分2分の1の申請です。転用面積は88㎡、申請地の北側隣接地に孫の住宅計画を行っており、後ほど審議していただく5条転用と関連しての申請となります。給排水の計画については、給水も生活雑排水、汚水も特に発生しません。雨水については敷砂利を設けて地下浸透処理を行います。特に盛土はせず、整地をして南側境界にはブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。万が一被害が発生した場合は転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号3番には始末書が付きますので、事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、受付番号3番の始末書が読み上げられましたので、3番につきまして委員の説明をよろしく願いいたします。

○17番（池田秀昭君） 農業委員17番の池田です。3番の案件について説明いたします。

申請地は小学校から東に約100mの場所の住宅街の中にある農地です。先ほど事務局から始末書の説明があったとおり、申請地に住んで時間が経っております。申請人は申請地の隣接地に住んでおり、宅地の老朽化及び家族が増え、狭くなったため個人住宅の建て替えを申請するものでございます。申請地の周辺は、北側は父母の所有の農地と自宅です。西側は道路、西側と南側は自己所有の農地です。面積は229㎡で、宅地は250.7㎡と合わせて業務面積は479.7㎡です。木造平屋の宅地です。給排水の計画については、給水は井戸水を使用しています。生活排水、汚水は公共下水道に接続しています。雨水については、敷地内に浸透枳を設け、地下浸透を図り、西側道路に暗渠水を放流しています。既に建築は済んでおります。隣接地への被害はないと思いますが、万一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対応したいと思っております。

以上、現地調査の結果、特に問題はないと思っておりますので、御審議よろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御質問、御意見はございませんでしょうか。

はい、坂本委員。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

今の3番の案件ですけど、これは今年新築されたんですかね。申請人が建てられたわけじゃなくて、どこかの建設会社さんが建てられたと思っておりますけど、その時点ではわからなかったんですかね、畑だったことは。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。

今回の物件については、今年の3月に着工してから今年の7月に完成をしたというところで報告を受けております。住宅の建築については、今回譲受人が御自分で建築業をされておりますので、御自分で家を建てたあとに、地目が農地だったというのが判明しまして今回申請されます。

○5番（坂本正敏君） はい、わかりました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかにごございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ採決に移らせていただきたいと思います。

議第47号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第47号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第48号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は6件です。

このうち受付番号5番につきましては、玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限規定に島村推進委員が該当するため、受付番号5番を除いて受付番号1番から4番まで、それから6番を先に採決して5番の審議前に島村推進委員の退室を求めたいと思います。なお、6番につきましては始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をよろしく申し上げます。

○事務局次長（西山美和君） 5ページをお願いいたします。

議第48号農地法第5条の規定による農地の許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和6年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が大倉の畑421㎡外1筆、計509㎡で、転用目的は個人住宅及び進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。議第47号2番と関連しております。

2番、申請物件が大倉の畑495㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が岱明町の田921㎡外1筆、計1,489㎡で、転用目的は共同宅地です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6ページをお願いいたします。

4番、申請物件が岱明町の畑467㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が天水町の畑、現況宅地2,659㎡のうち666.62㎡外1筆、計1,329.62㎡で、転用目的は観光農園関係施設です。申請地は農用地区域内にある農地であり、原則許可はできませんが、農振法第8条第4項に規定する農用

土地利用計画において、農業の用途に供することから許可は可能と判断しております。

以上5件、合計4,289.62㎡につきまして、申請内容を農地用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また9月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。連続して説明される方は続けてお願いいたします。

それでは1番と2番は同じ委員さんですのでよろしくお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。1番の案件について説明します。

先ほど審議していただいた4条申請の進入路と関連しています。申請地は大倉郵便局から南に約200mの場所です。転用目的は個人住宅の建築及び持ち分2分の1の進入路として申請するものです。申請人は現在、県外の貸家住まいで、夫は遠洋漁業に勤務しており、今後の生活を考えると安心して暮らせる環境が必要なため、実家近くに個人住宅の建築を計画しているものです。申請地の周辺は、北側、西側は道路、東側と南側は自己所有農地です。転用面積は509㎡、木造平屋建ての住宅を建築し、駐車場3台分の421㎡と持ち分2分の1の進入路88㎡です。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水、汚水については合併浄化槽を設置し、西側道路側溝に放流する。雨水については、敷地内に浸透枡を設け地下浸透を図り、オーバーフロー分は西側道路側溝へ放流します。特に盛土はせず、整地して周囲にブロックを設置されます。隣接地への被害はないかと思われませんが、万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

続いて、2番の案件について説明します。

申請地は玉名市総合体育館から東に約500mの場所です。申請人は現在県外に住んでおり、両親が高齢になってきたため熊本への帰省を計画し、父に相談したところ、父所有の畑を譲り受け個人住宅の建築を計画しているところです。申請地の周辺は、北側は道路、西側は農地、東側と南側は里道です。転用面積は495㎡、木造平屋建ての住宅を建築するものです。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水、汚水については合併浄化槽を設置し、北側道路側溝に放流する。雨水については敷地内に浸透枡を設け地下浸透を図り、オーバーフロー分は北側道路側溝へ放流します。特に盛土はせず、整地して土砂の流出の恐れ

ある箇所には土留めを設置し、土砂の流出を防ぎます。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。3番の案件について説明します。

申請地は私立高等学校から西に約200mの場所です。ここに住宅地があります。申請人は土地の有効利用を考えており、市街地から近く、ここに共同住宅2棟の建築を計画しているものです。申請地の周辺は、北側は農地、西側は農地と宅地、東側は宅地、南側は道路です。転用面積は1,484㎡で、木造2階建て共同住宅2棟の14戸を建設し、駐車場を22台分設置する計画です。特に盛土はせず、整地をして周囲をL型Zフェンスで隣接地道路の土砂の流出がないようにするとのことでした。給排水の計画については、給水は玉名市の水道を引き込み、生活排水、汚水も公共下水道に接続します。雨水については敷地内に新設する側溝で集積し、南側の道路側溝へ放流します。万が一被害が発生した場合は、建主が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。3条との関連です。4番の案件について説明します。

申請地は岱明中学校から北東に約200mの場所で、住宅街の中にある農地です。申請人は現在申請地近くの妻の実家に同居しており、以前から住宅建築を計画しており、周辺が住宅街で、小学校、中学校が近くにあり、住環境に優れ、利便性もよく、住宅地としての環境が完備された地域であり、義理の父の知人から土地を譲り受けることができるため、ここに個人住宅の建築を計画しているものです。申請地の周辺は、北側と東側は農地、西側は宅地、南側は道路です。転用面積は467㎡で、木造2階建ての住宅を建築するものです。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水、汚水も公共下水道に接続します。雨水については敷地内に排水、雨水配管により南側道路側溝へ放流します。特に盛土はせず、整地をして周囲をコンクリートブロック2段を設置し、土砂の流出を防ぎます。万が

一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく
お願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

ここで受付番号6番につきましては始末書が出ていますので、事務局担当者が読
み上げます。

○係長（園木俊範君） — 6番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、受付番号6番の始末書が読み上げられましたので、委員
の説明をよろしくお願ひいたします。

○19番（坂門聡一君） 農業委員19番、坂門です。6番の案件について御説明申し
上げます。

申請地はですね、天水支所から南約800mの場所にあります。先ほど事務局か
ら始末書の説明があったとおりで、申請地には既に観光農園施設が建設されており、
申請人は御説明のとおり、農産物の加工・販売及び観光農園の経営を営んでおりま
す。したがってここは法人になっております。

申請地はですね、今ありましたように雨天時180名収用可能な農業体験施設、
小学生の農業体験学習、みかんの歴史、栽培学習などで2,500人が来訪してい
るということです。このような状態で天水みかんを県内外はもとより海外にもPR
する場所として、農業体験施設、農業用倉庫等を設置することで、都市住民が本市
農村へ来訪するきっかけになっていくということです。都市住民の農業、農村に対
する理解を深める効果や、農産物のPR効果もされるものと思われます。申請地周
辺は、北側と東側は道路で、西側、南側は本人の農地になっております。今回の転
用面積は1,329.62㎡、加えて雑種地が274㎡ありまして、事業面積はトー
ータルで1,603.62㎡、農業体験施設が253.13㎡、農業用倉庫が200㎡
ほど、駐車場210㎡、合わせましてですね、そこに入るための通路と及び回転ス
ペースが665㎡となっております。もともと本人所有、いわゆる申請人の所有の
農地で、この農地を申請することによりまして、法人への使用貸借という形になり
ます。給排水計画は、給水は井戸水を使用、生活雑排水、汚水等は合併浄化槽を設
置して排水路に流します。雨水については自然浸透、オーバーフロー分は敷地内の
排水路に流れるようになっております。

お聞きになったようにですね、既に施設等は建築が済んでいるため、隣接地への
被害というのはないと考えられますが、万一被害が発生した場合は、転用者が責任
をもって対処するという事です。

9月3日の現地調査で、我々の委員さん同道の下、現地調査を行いました結果、

特に問題はないと思いますので、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。
以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

5条申請につきまして、5番を除いて委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問、御意見がなければ採決に移りたいと思います。

議第48号農地法第5条の規定による許可申請5件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第48号、受付番号1番から4番及び6番について、許可することに決定いたしました。

続きまして、ここで議第48号受付番号5番の審議に入る前に、議事参与の制限規定により島村推進委員の退室を求めます。

— 推14番 島村和久君 退室 —

○議長（下川 安君） 島村推進委員が退室をされましたので、審議を行います。

それでは、事務局より5番の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局次長（西山美和君） 5番、申請物件が横島町の畑279㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上1件、279㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。また、9月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

5番をお願いします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。5番の案件について説明いたします。

申請地は市役所の横島支所から北西に約900mの場所で、住宅街の中にある農地です。申請人は玉名市内のアパートに住んでおり、実家の隣の父親所有の農地に個人住宅の建築を計画しているものです。申請地の周辺は、北側は道路、西側、東側は宅地、南側は農地です。転用面積は270㎡、木造2階建ての住宅です。給排水の計画については、給水は井戸水を使用、生活雑排水、汚水は公共下水道に接続

します。雨水については、敷地内に浸透柵を設け自然浸透させます。特に盛土はせず整地のみになります。隣接地は父親と伯父の所有地になるので、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するということでした。

以上、現地調査をした結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請受付番号5番につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆様方、御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第48号農地法第5条の規定による許可申請5番につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

採決の結果、異議なしと認め、議第48号受付番号5番につきましては、許可することに決定いたしました。

これで議第48号6件全て採決が終わりましたので、ここで島村推進委員の入室を求めます。

— 推14番 島村和久君 着席 —

○議長（下川 安君） 島村推進委員が入室されましたので、引き続き審議を行います。

次に、議第49号農用地利用集積計画の決定を議題といたします。件数は22件です。

それでは事務局より説明をよろしくお願ひします。

○事務局次長（西山美和君） 7ページをお願ひいたします。

議第49号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和6年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

8ページから9ページの総括表、10ページから12ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が6件、18,591㎡、利用権設定が16件、53,384㎡、合計22件、71,975㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移ります。

議第49号農用地利用集積計画の決定22件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第49号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に報告に移ります。

報告第21号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第22号農地の転用変更届についての11件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局次長（西山美和君） 13ページをお願いいたします。

報告第21号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和6年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は13ページから15ページまでの9件、合計24,009㎡の解約通知を受理しております。

16ページをお願いいたします。

報告第22号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和6年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回2件、合計1,134㎡の届け出を受理しております。

以上、報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

これで本日本日の議案審議と報告が終わりましたので、これをもちまして令和6年第10回の農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございます。

-----○-----

閉 会 午後3時02分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年9月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 東 英治

農 業 委 員 本田 多美子